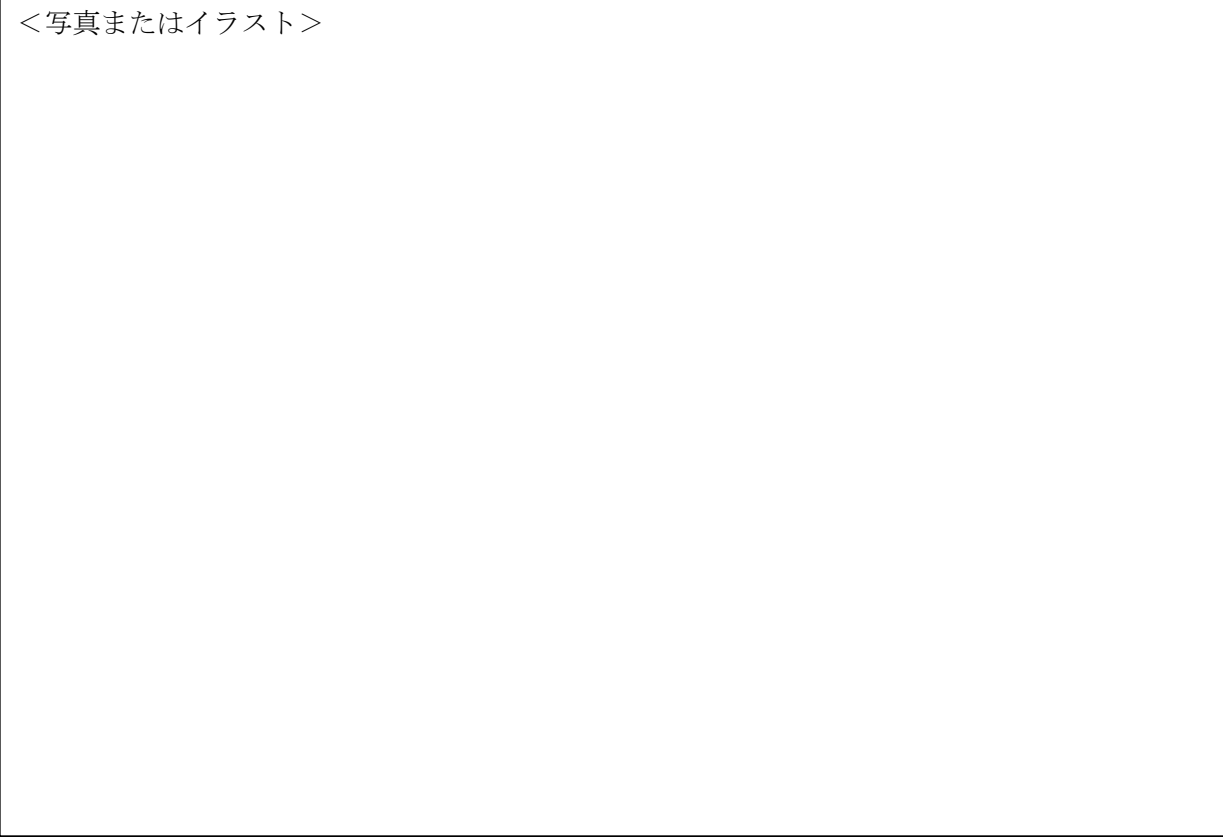


ちいきぐるみの支え合いづくり

高知市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H30【2018】～32【2020】年度）
概要版
（案）

<写真またはイラスト>



平成 30 年 3 月
高知市

高知市民の健康福祉の現状と将来推計

1. 平均寿命と健康寿命

平均寿命 (H26【2014】年) ※¹ : 男性 80.2 歳 女性 86.8 歳

健康寿命 (H26【2014】年) ※² : 男性 78.6 歳 女性 83.4 歳

65歳の平均自立期間【65歳の人が要介護2の状態になるまでの期間】(H28【2016】年)

: 男性 17.45 女性 20.90

※¹ ※² 高知県健康づくり支援システムより

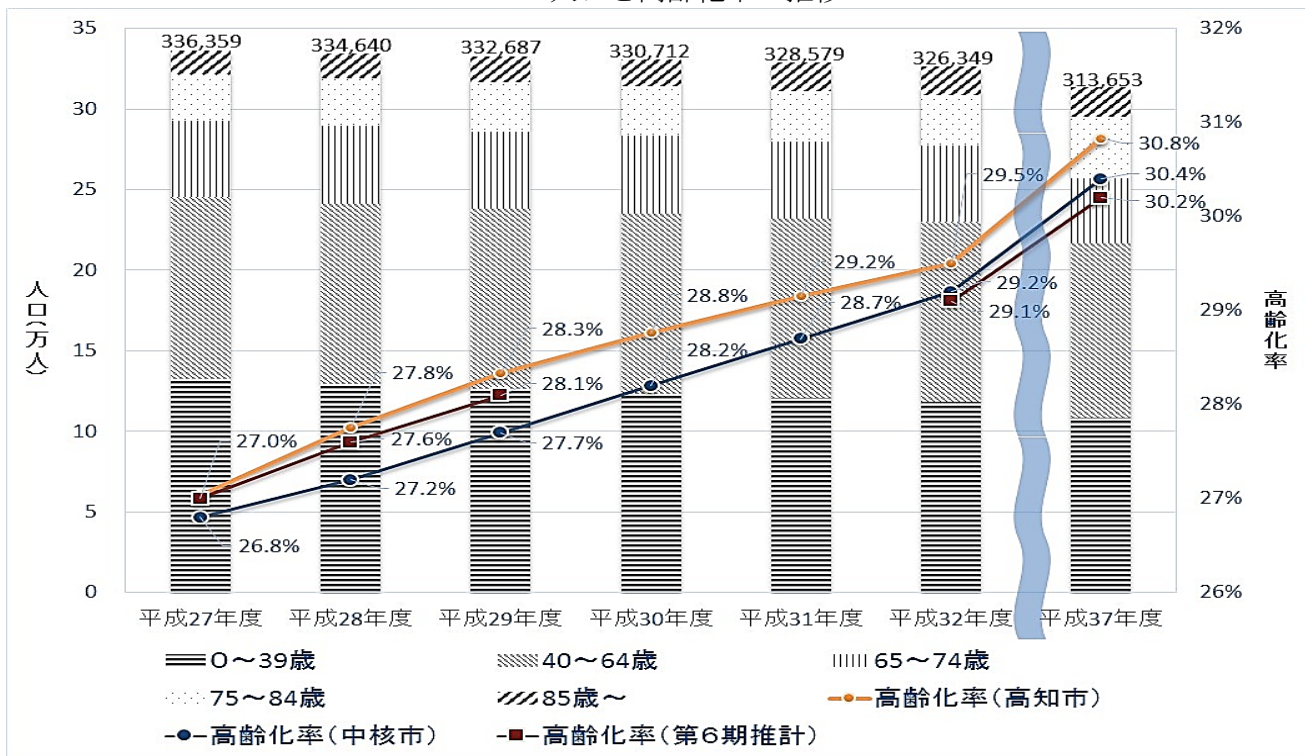
2. 高齢化率の現状と将来推計

高齢化率 H29【2017】年 : 28.3% ⇒ H32【2020】年 : 29.5%

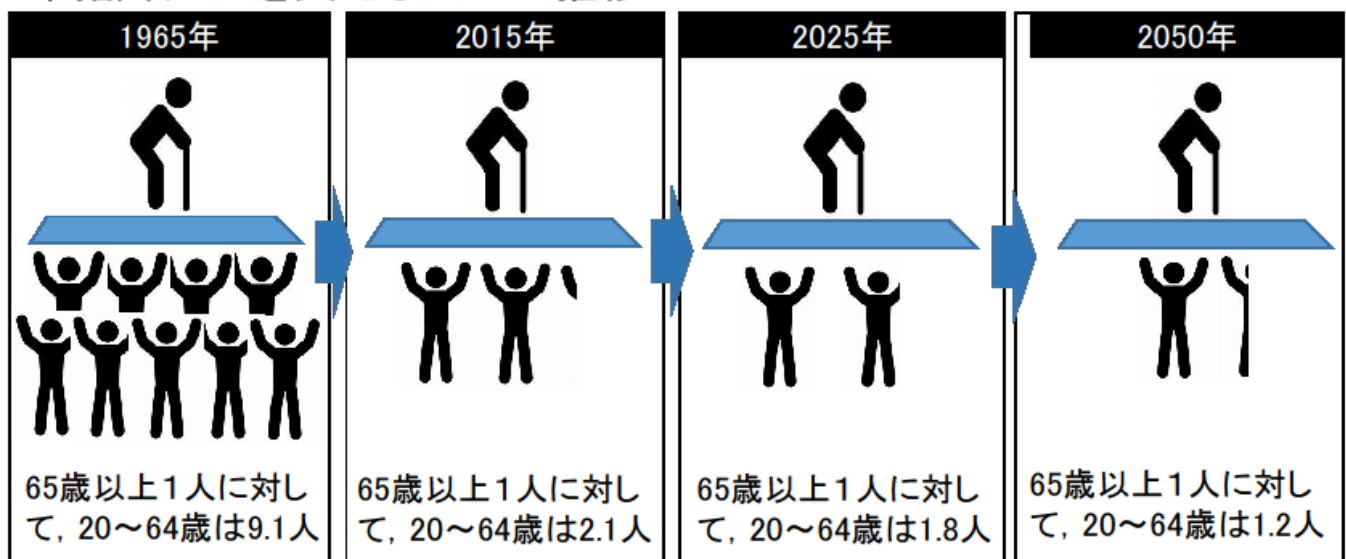
3. 介護保険認定者の現状と将来推計

認定率 H29【2017】年度 : 20.5% ⇒ H32【2020】年度 : 21.2%

<人口と高齢化率の推移>



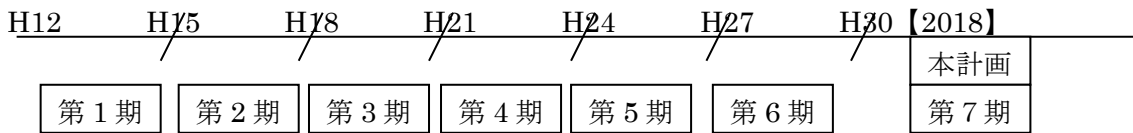
高齢者1人を支える人口の推移



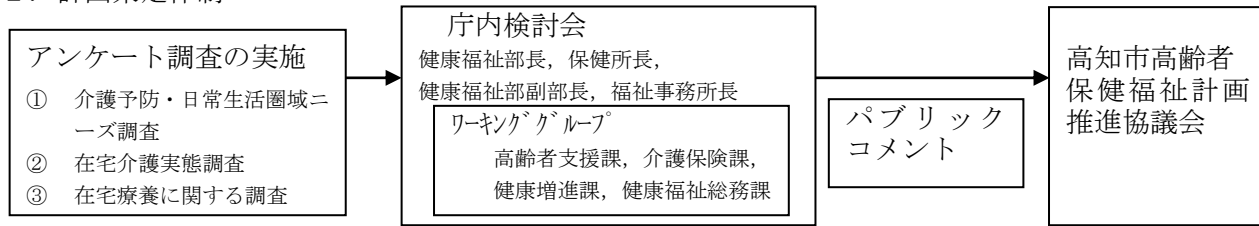
※(出所)総務省「国勢調査」, 社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位・死亡中位), 厚生労働省「人口動態統計」

計画期間及び計画策定体制

1. 計画期間：平成 30【2018】年度～平成 32【2020】年度 3年（第7期計画）



2. 計画策定体制



計画の概要

第6期計画（H27【2015】～29【2017】年度）各施策の実績からの課題

高齢者が自立した生活をめざした支援

認知症の人への支援

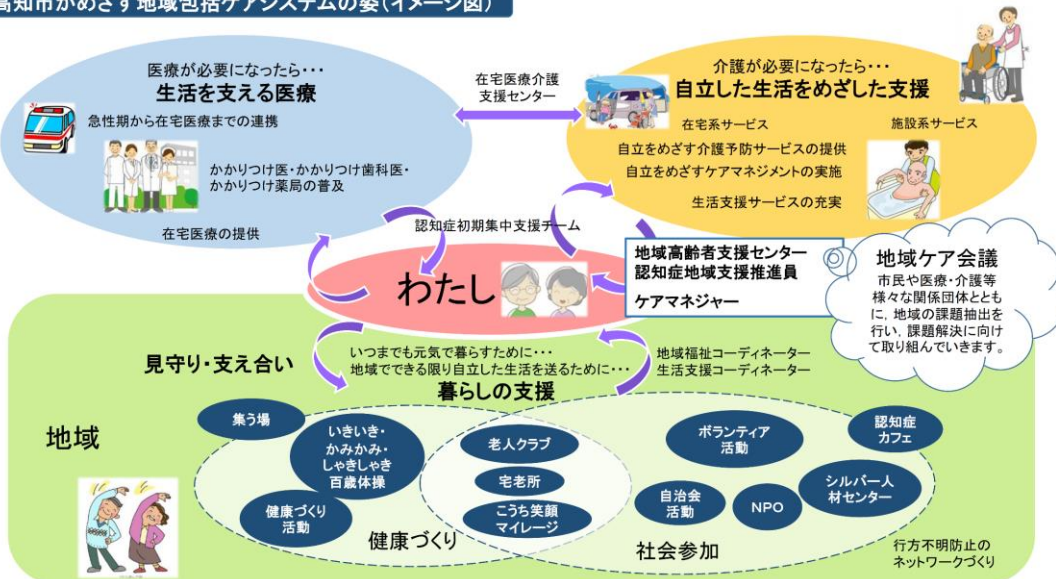
高齢者の社会参加の促進

第7期計画の施策の方向性

高齢者や介護を行う家族への支援の推進

地域包括ケアシステムの構築

高知市がめざす地域包括ケアシステムの姿(イメージ図)

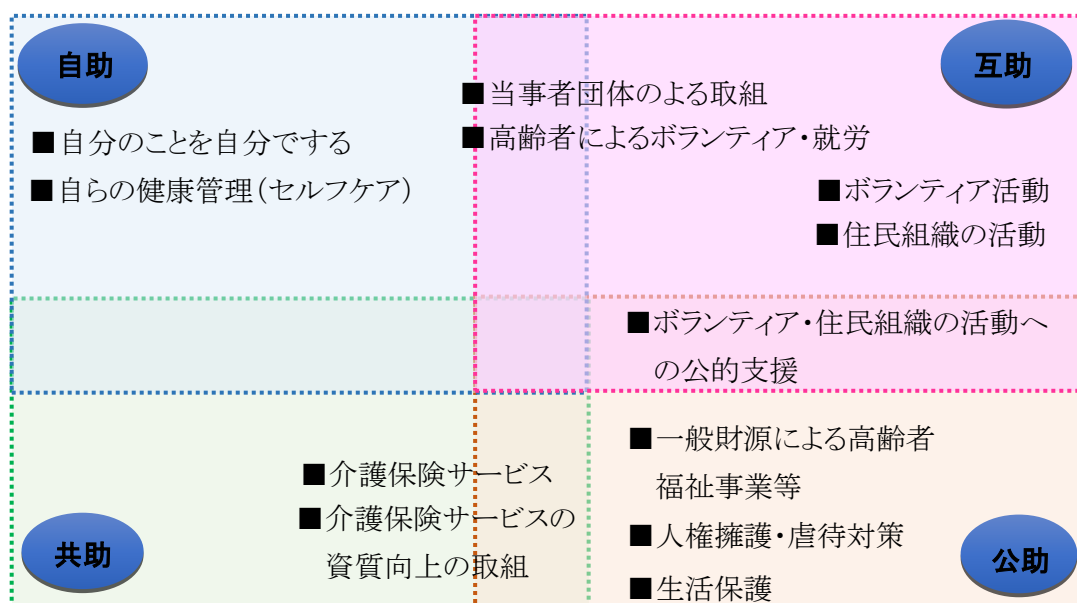


第7期計画の基本理念

私たちの暮らしを取り巻く状況が変化中、制度による支援のみでは支えきれない課題も多く、私たち、市民一人ひとりに、これからの超高齢社会をどう生きるか、どう乗り切るか、選択と心構えが求められる時代に突入しました。

このような状況を変えるためには、市民一人一人が、自ら健康で自立した生活を行うことができるようにする「自助」の取組、地域住民による助け合いやボランティア活動など地域で支え合う「互助」の取組、また、それらを支える介護保険制度などの「共助」の取組と、権利擁護や高齢者福祉の充実など「公助」の取組が、有機的に結合し、総合的に進められることが重要となっています。

今後の高齢者福祉の推進にあたっては、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられる仕組みづくりが重要です。本計画では、「ちいきぐるみの支え合いづくり」を基本理念として取組を推進します。



自助：市民一人ひとりが主体となり、自らを支えること。

互助：近隣の助け合い、ボランティア、NPO等による支援などインフォーマル*な相互扶助。

共助：介護保険等の制度化された社会保障制度及びサービス。

公助：生活保護や一般財源による高齢者福祉事業等、国や行政が主体となって取り組むこと。

高齢者保健福祉計画の施策体系

本市では、団塊の世代の方が75歳以上となる平成37(2025)年の超高齢社会にむけて、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるために、第7期の計画期間である平成30(2018)年度から平成32(2020)年度の3年間、「ちいきぐるみの支え合いづくり」をめざした、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

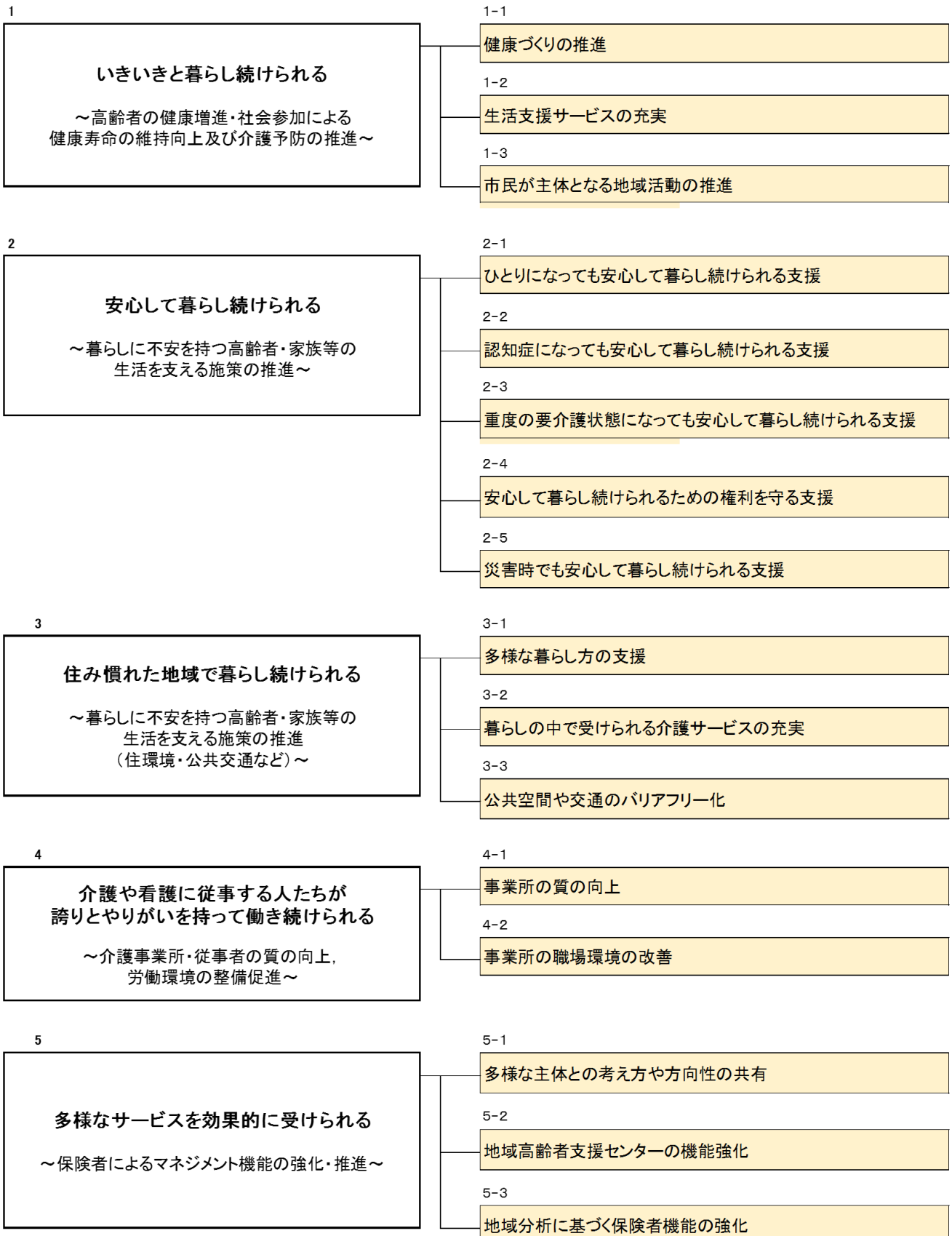
<施策全体の指標・目標>

指標名	現状(第6期)	目標(第7期)
65歳の平均自立期間 (65歳の人が要介護2の状態になるまでの期間)	【平成28(2016)年】 男性 17.45年 女性 20.90年	【平成31(2019)年】 男性 18.0年 女性 21.6年
高齢者の自覚的健康感が 「とてもよい」「まあよい」の割合	【平成29(2017)年度】 75.70%	【平成32(2020)年度】 78%

基本理念 : 『 ちいきぐるみの支え合いづくり 』

【基本目標】

【施策の方向性】



第7期介護保険事業計画（平成30【2018】～32【2020】年度）

介護保険制度について

○介護保険の財源

介護保険サービス利用者の本人負担分を除き、公費（国・県・市の税金）が50%と、40歳以上の方が納める50%で賄われています。

○サービスを利用できる対象者

40～64歳のうち、医療保険に加入している方で、特定疾病に該当する方と、65歳以上の高齢者で、介護が必要と認定された人

○利用できるサービス

居宅サービス：在宅での介護を中心とするサービス

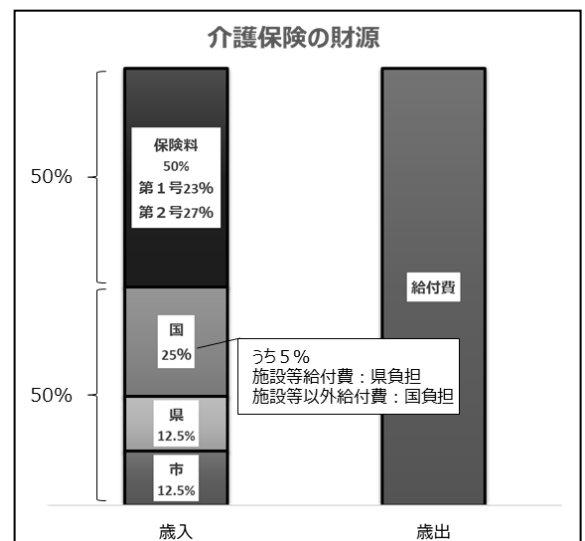
（例）訪問介護、デイサービス、ショートステイ

地域密着型サービス：身近な地域での生活を支えるサービス

（例）認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護

施設サービス：施設で提供されるサービス

（例）特別養護老人ホーム、介護老人保健施設



1 施設整備計画

種類	6期			7期	
	計画数	整備数	整備後事業所数	計画数	
地域 密着型 サービス	認知症対応型通所介護	3事業所	3事業所	16事業所	4事業所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2事業所	2事業所	4事業所	2事業所
	小規模多機能型居宅介護	3事業所	3事業所	18事業所	1事業所
	看護小規模多機能型居宅介護	2事業所	2事業所	4事業所	2事業所
	認知症対応型共同生活介護	2事業所	2事業所	46事業所	3事業所
	地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	5事業所	1事業所
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	—	—	2事業所	—
施設 サービス	特別養護老人ホーム	本体：80床 ショートステイ： 20床(併設)	本体：80床 ショートステイ： 20床(併設)	1,166床	—
	介護老人保健施設	80床	0床	517床	160床

※6期整備数は整備中の事業所を含む。

2 高齢者人口，認定者数，給付費の推計

(単位：人)	平成29年度 【2017年度】	平成30年度 【2018年度】	平成31年度 【2019年度】	平成32年度 【2020年度】	伸び率(29→32)
人口	332,687	330,712	328,579	326,349	-1.9%
高齢者数(65歳以上)	94,270	95,120	95,785	96,279	+2.1%
認定者数	19,305	19,769	20,137	20,420	+5.8%

(単位：千円)	第6期(計画値)	平成30年度 【2018年度】	平成31年度 【2019年度】	平成32年度 【2020年度】	第7期(計画値)合計	伸び率(6期→7期)
標準給付費	82,072,129	27,854,340	28,777,888	29,784,520	86,416,748	+5.3%
地域支援事業費	3,105,538	1,440,332	1,454,735	1,499,283	4,394,350	+41.5%
総計	85,177,667	29,294,672	30,232,623	31,283,803	90,811,098	+6.6%

3 第1号被保険者の第7期介護保険料

第1号被保険者の介護保険料は、介護サービス等の費用に対し、第1号被保険者の保険料で負担する金額を算定し、第1号被保険者の人数で割って算定します。

基準額（平成30【2018】～32【2020】年度）… 月額 5,680 円

＜第7期の第1号被保険者の所得段階別介護保険料一覧＞

段階	対象者	倍率	保険料 (年額)	保険料 (月額)	第6期保険料 下段()は増加額
第1段階	・生活保護受給者または中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が非課税の者 ・世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円以下の者	基準額×0.5 ※軽減措置 0.45	34,080円	2,840円	2,745円 (95円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円超の120万円以下の者	基準額×0.75	51,120円	4,260円	4,118円 (142円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると120万円超の者	基準額×0.75	51,120円	4,260円	4,118円 (142円)
第4段階	本人は市町村民税非課税で、世帯員が市町村民税を課税されている者かつ、本人の課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円以下の者	基準額×0.90	61,340円	5,112円	4,942円 (170円)
第5段階	本人は市町村民税非課税で、世帯員が市町村民税を課税されている者かつ、本人の課税年金収入額に年金以外の合計所得金額を加えると80万円超の者	基準額×1.00	68,160円	5,680円	5,491円 (189円)
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円未満の者	基準額×1.16	79,060円	6,588円	6,369円 (219円)
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	基準額×1.25	85,200円	7,100円	6,863円 (237円)
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の者	基準額×1.50	102,240円	8,520円	8,236円 (284円)
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額×1.75	119,280円	9,940円	9,608円 (332円)
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が600万円以上の者	基準額×2.00	136,320円	11,360円	10,982円 (378円)

※合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額（平成30年4月1日施行）

編集・発行

高知市健康福祉部

健康福祉総務課	088-823-9440	〒780-8571	高知市本町5丁目1番45号
介護保険課	088-823-9927		〃
高齢者支援課	088-823-9441		〃
健康増進課	088-803-8005	〒780-0850	高知市丸ノ内1丁目7番45号